

人権擁護委員って どんな人?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の市町村（東京都においては区を含む。）に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気があるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配付しています。



人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

人権擁護委員の き章

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



き章



かたばみ

いじめ、差別、虐待、
セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、
近隣間の騒音など

ひとりで悩まずご相談ください。
秘密は守ります。相談は無料です。

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんな の ひゃく とお ばん
0570-003-110

子どもの人権110番(通話料無料)

ゼロ ゼロ なな の ひゃく とお ばん
0120-007-110

女性の人権ホットライン

ゼロ ナナ セロ の ハートライン
0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

インターネット人権相談

検索



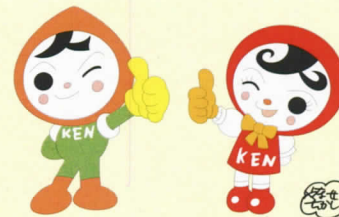
12月4日～10日は人権週間です。
各地域でイベントを開催するなどして、
皆さんに人権尊重の大切さを呼び掛けています。

人権擁護委員

あなたの街の
相談パートナー

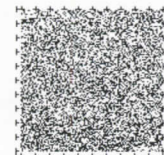


6月1日は人権擁護委員の日です。



人権イメージキャラクター
人KENまるも君・人KENあゆみちゃん

この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会